



解禁日	平成 30 年 12 月 25 日 (火)
	15:00 解禁 (厚生労働省同日発表)

【照会先】職業安定部職業対策課	
課長	大嶋 健二
課長補佐 (高齢・障害担当)	田中 一男
地方障害者雇用担当官	竹田 順吾
(電話) 052-219-5507	

報道関係者 各位

愛知県の機関、愛知県等の教育委員会、市町村等の機関及び地方独立行政法人等における平成30年6月1日現在の障害者の任免状況等の集計結果について

I. 概要

(愛知県の機関、愛知県等の教育委員会、市町村等の機関、及び地方独立行政法人等)

- 愛知県の機関、愛知県等の教育委員会、市町村等の機関は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第40条に基づき、また、地方独立行政法人等は、法第43条に基づき、毎年、障害者である職員の任免、及び労働者の雇用に関する状況を、障害者任免状況通報書及び障害者雇用状況報告書により厚生労働大臣に対して通報及び報告しなければならないこととされています。
- 愛知労働局では、今般、平成30年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況、及び労働者の雇用の状況の集計結果を取りまとめましたので、公表します。
- なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

集計結果の主なポイント

【公的機関】

<愛知県の機関>(法定雇用率:2.5% ※前年度法定雇用率:2.3%)

- ・実雇用率は2.74%、対前年比0.11ポイント上昇
- ・不足数は0人(前年度も0人)

<愛知県等の教育委員会>(法定雇用率:2.4% ※前年度法定雇用率:2.2%)

- ・実雇用率は1.47%、対前年比0.11ポイント上昇
- ・不足数の合計は357.5人、対前年比31.5人増加

<市町村等の機関>(法定雇用率:2.5% ※前年度法定雇用率:2.3%)

- ・実雇用率は2.50%、対前年比0.08ポイント上昇
- ・不足数の合計は62.0人、対前年比24.0人増加

【地方独立行政法人等】(法定雇用率:2.5% ※前年度法定雇用率:2.3%)

- ・実雇用率は2.45%、対前年比0.05ポイント上昇
- ・不足数の合計は14.5人、対前年比10.5人増加

障害者任免状況等の集計結果（概要）

1 公的機関における任免状況

(1) 愛知県の機関（法定雇用率2.5%）

都道府県の機関に在職している障害者の数は331.0人で、前年より13.0人増加しており、実雇用率は2.74%と、前年に比べ0.11ポイント上昇した。

知事部局を始めとする6機関すべてにおいて達成。

〔総括表P3・4、詳細表P8〕

(2) 愛知県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

愛知県等の教育委員会に在職している障害者の数は570.5人で、前年より39.5人増加しており、実雇用率は1.47%と、前年に比べ0.11ポイント上昇した。

2機関中、達成機関は0機関。

〔総括表P3・5、詳細表P8〕

(3) 市町村等の機関（法定雇用率2.5%）

市町村等の機関に在職している障害者の数は1,515.5人で、前年より54.5人増加しており、実雇用率は2.50%と、前年に比べ0.08ポイント上昇した。

78機関中、達成機関は56機関。

〔総括表P3・6、詳細表P8～10〕

2 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は230.5人で、前年より5.0人増加しており、実雇用率は2.45%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

10法人中、達成法人は7法人。

〔総括表P3・7、詳細表P10～11〕

Ⅱ. 総括表

平成 30 年 6 月 1 日現在における障害者任免状況等

1 公的機関における任免状況

(1) 愛知県の機関(法定雇用率 2.5%)

() 内は再点検後の平成 29 年 6 月 1 日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	12,060.5 人 (12,086.5 人)	331.0 人 (318.0 人)	2.74 % (2.63 %)	6 / 6 (6 / 6)	100.0% (100.0%)	0.0 人 (0.0 人)
愛知県 知事部局	9,105.5 人 (9,138.5 人)	252.0 人 (244.5 人)	2.77 % (2.68 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)	0.0 人 (0.0 人)
その他の 愛知県機関	2,955.0 人 (2,948.0 人)	79.0 人 (73.5 人)	2.67 % (2.49 %)	5 / 5 (5 / 5)	100.0% (100.0%)	0.0 人 (0.0 人)

(2) 愛知県等の教育委員会(法定雇用率 2.4%)

() 内は再点検後の平成 29 年 6 月 1 日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	38,700.5 人 (39,031.0 人)	570.5 人 (531.0 人)	1.47 % (1.36%)	0 / 2 (0 / 2)	0.0% (0.0%)	357.5 人 (326.0 人)
愛知県 教育委員会	28,385.0 人 (28,719.0 人)	333.0 人 (306.0 人)	1.17 % (1.07 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0% (0.0%)	348.0 人 (325.0 人)
名古屋市教育 委員会(*1)	10,315.5 人 (10,312.0 人)	237.5 人 (225.0 人)	2.30 % (2.18 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0% (0.0%)	9.5 人 (1.0 人)

(*1) 市町村教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

(3) 市町村等の機関(法定雇用率 2.5%)

() 内は再点検後の平成 29 年 6 月 1 日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
市町村等の 機関(*2)	60,697.0 人 (60,478.5 人)	1,515.5 人 (1,461.0 人)	2.50 % (2.42 %)	56 / 78 (58 / 75)	71.8 % (77.3 %)	62.0 人 (38.0 人)

(*2) 市町村等の機関には上記(2)の市町村教育委員会(法定雇用率 2.4%)を含まない市町村教育委員会を含む。

2 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.5%)

() 内は再点検後の平成 29 年 6 月 1 日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	9,418.0 人 (9,414.0 人)	230.5 人 (225.5 人)	2.45 % (2.40 %)	7 / 10 (9 / 10)	70.0 % (90.0 %)	14.5 人 (4.0 人)
地方独立行政 法人等(*3)	2,691.0 人 (2,656.0 人)	71.5 人 (66.0 人)	2.66 % (2.48 %)	4 / 5 (4 / 5)	80.0 % (80.0 %)	2.5 人 (4.0 人)
独立行政 法人等(*3)	6,727.0 人 (6,758.0 人)	159.0 人 (159.5 人)	2.36 % (2.36 %)	3 / 5 (5 / 5)	60.0 % (100.0 %)	12.0 人 (0.0 人)

(*3)「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

注 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

①平成 27 年6月2日以降に採用された者であること

②平成 27 年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

愛知県の地方公共団体等における障害者の在職状況

(1) 愛知県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 精神短時間のうち〔注2〕に該当する者	F. 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E				G. うち新規雇用分
県の機関	6 (6)	12,060.5 (12,086.5)	63 (59)	9 (10)	184 (180)	20 (20)	4 (-)	331.0 (318.0)	14.5 (26.5)	2.74 (2.63)	6 (6)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+(d-g)×0.5+g	f. うち新規雇用分		
県の機関	331.0 (318.0)	63 (59)	9 (10)	163 (161)	16 (17)	306.0 (297.5)	12.5 (24.5)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	8.0 (8.0)	1.0 (1.0)	13 (11)	4.0 (3.0)	4.0 (-)	17.0 (12.5)	1.0 (1.0)	

〔(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、B、E欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員」及び「精神短時間のうち〔注2〕に該当する者」(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注4 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。

〔(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

注2 ③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

注4 ③④f欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注6 ③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

(2)愛知県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	③ 障害者の数					F. 計 $A \times 2 + B + C$ $+ ((D - E) \times 0.5)$ $+ E$	G. うち新規 雇用分	④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者である短 時間勤務 職員	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害 者	D. 重度以 外身体障 害者及び 知的障害 者並びに精 神障害者で ある短時間 勤務職員	E. 精神短時 間のうち〔注 2〕に該当す る者					
愛知県及び 名古屋市 教育委員会	2 (2)	38,700.5 (39,031.0)	128 (117)	4 (4)	307 (290)	7 (6)	0.0 (-)	570.5 (531.0)	78.5 (56.5)	1.47 (1.36)	0 (0)	0.0 (0.0)

注 [(1)①表の注]と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					f. うち新規 雇用分	③知的障害者の数					f. うち新規 雇用分	④精神障害者の数				
		a. 重度身 体障害者	b. 重度 身体障害 者である 短時間勤 務職員	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体 障害者であ る短時間勤 務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c +$ $d \times 0.5$		a. 重度知 的障害者	b. 重度 知的障害 者である短 時間勤務 職員	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的 障害者であ る短時間勤 務職員	e. 計 $a \times 2 + b +$ $c + d \times 0.5$		c. 精神障 害者	d. 精神障 害者である 短時間勤務 職員	g. 精神短 時間のうち 〔注6〕に該 当する者	e. 計 $c + ((d - g) \times$ $0.5) + g$	f. うち新 規雇用分
愛知県及び 名古屋市 教育委員会	570.5 (531.0)	127 (117)	4 (4)	236 (232)	7 (6)	497.5 (473.0)	56.5 (38.5)	1 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	27.0 (25.0)	8.0 (10.0)	46 (33)	0 (0)	0.0 (-)	46.0 (33.0)	14.0 (8.0)

注 [(1)②表の注]と同じ

(3) 市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					F. 計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$	G. うち新規雇用分	④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 精神短時間のうち〔注2〕に該当する者					
市町村等の機関	78 (75)	60,697.0 (60,478.5)	375 (373)	10 (9)	741 (698)	28 (16)	1.0 (-)	1,515.5 (1,461.0)	117.5 (70.0)	2.50 (2.42)	56 (58)	71.8 (77.3)

注 [(1)①表の注]と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	g. 精神短時間のうち〔注6〕に該当する者	e. 計 $c + (d - g) \times 0.5 + g$	f. うち新規雇用分
市町村等の機関	1,515.5 (1,461.0)	373 (369)	10 (9)	571 (562)	25 (14)	1,339.5 (1,316.0)	85.5 (57.0)	2 (4)	0 (0)	68 (63)	1 (1)	72.5 (71.5)	9.0 (8.0)	102 (73)	2 (1)	1.0 (-)	103.5 (73.5)	23.0 (5.0)

注 [(1)②表の注]と同じ

(4) 地方独立行政法人等(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労 働者数	③ 障害者の数					F. 計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$	G. うち新規 雇用分	④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間勤務労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時間 勤務労働者	E. 精神短時 間のうち〔注 2〕に該当す る者					
計	法人 10 (10)	人 9,418 (9,414)	人 56 (55)	人 0 (0)	人 118 (111)	人 1 (9)	人 0 (-)	人 230.5 (225.5)	人 25 (36)	% 2.45 (2.40)	機関 7 (9)	% 70.0 (90.0)
地方独立行政 法人	5 (5)	2,691.0 (2,656.0)	12 (9)	0 (0)	47 (44)	1 (8)	0.0 (-)	71.5 (66.0)	19.0 (14.0)	2.66 (2.48)	4 (4)	80.0 (80.0)
独立行政法人	5 (5)	6,727.0 (6,758.0)	44 (46)	0 (0)	71 (67)	0 (1)	0.0 (-)	159.0 (159.5)	6.0 (22.0)	2.36 (2.36)	3 (5)	60.0 (100.0)

注 [(1)①表の注]と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身 体障害者	b. 重度 身体障害 者である 短時間勤 務労働者	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体 障害者であ る短時間勤 務労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分	a. 重度知 的障害者	b. 重度 知的障害 者である短 時間勤務 労働者	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的 障害者であ る短時間勤 務労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者である 短時間勤務 労働者	e. 精神短 時間のうち 〔注6〕に該 当する者	e. 計 $c + (d - g) \times 0.5 + g$	f. うち新 規雇用分	
計	人 230.5 (225.5)	人 37.0 (35.0)	人 0.0 (0.0)	人 45.0 (45.0)	人 1.0 (4.0)	人 119.5 (117.0)	人 10.0 (14.5)	人 19.0 (20.0)	人 0.0 (0.0)	人 28.0 (28.0)	人 0.0 (0.0)	人 66.0 (68.0)	人 1.0 (9.0)	人 45.0 (38.0)	人 0.0 (5.0)	人 0.0 (-)	人 45.0 (40.5)	人 14.0 (12.5)	
地方独立 行政法人	人 71.5 (66.0)	人 12 (9)	人 0 (0)	人 16 (19)	人 1 (4)	人 40.5 (39.0)	人 7.0 (8.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 2.0 (1.0)	人 1.0 (0.0)	人 29 (24)	人 0 (4)	人 0.0 (-)	人 29.0 (26.0)	人 11.0 (5.5)	
独立行政 法人	人 159.0 (159.5)	人 25 (26)	人 0 (0)	人 29 (26)	人 0 (0)	人 79.0 (78.0)	人 3.0 (6.0)	人 19 (20)	人 0 (0)	人 26 (27)	人 0 (0)	人 64.0 (67.0)	人 0.0 (9.0)	人 16 (14)	人 0 (1)	人 0.0 (-)	人 16.0 (14.5)	人 3.0 (7.0)	

注 [(1)②表の注]と同じ

Ⅲ. 詳細表

平成30年6月1日現在における各公的機関等の障害者任用状況等

(イ) 愛知県及び県関係機関(法定雇用率2.5% 基礎職員数40.0人以上)

	① 機 関 名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備 考
1	愛知県知事部局	9,105.5	252.0	2.77%	0.0	
2	愛知県議会事務局	65.0	1.0	1.54%	0.0	
3	愛知県企業庁	381.5	10.0	2.62%	0.0	
4	愛知県病院事業庁	1,019.0	28.5	2.80%	0.0	
5	名古屋港管理組合	325.0	9.0	2.77%	0.0	
6	愛知県警察本部	1,164.5	30.5	2.62%	0.0	

(ロ) 愛知県等の教育委員会(法定雇用率2.4% 基礎職員数42.0人以上)

	① 機 関 名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備 考
1	愛知県教育委員会	28,385.0	333.0	1.17%	348.0	
2	名古屋市教育委員会	10,315.5	237.5	2.30%	9.5	

(ハ) 市町村及び関係機関(法定雇用率2.5% 基礎職員数40.0人以上)

	① 機 関 名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備 考
1	名古屋市	14,186.0	366.5	2.58%	0.0	
2	豊橋市	3,292.5	76.0	2.31%	6.0	特例認定あり注4
3	岡崎市	2,960.5	70.0	2.36%	4.0	特例認定あり注4
4	一宮市	1,809.5	44.5	2.46%	0.5	
5	瀬戸市	984.0	21.0	2.13%	3.0	特例認定あり注4
6	半田市	985.0	24.0	2.44%	0.0	特例認定あり注4
7	春日井市	2,448.0	61.5	2.51%	0.0	特例認定あり注4
8	豊川市	1,822.5	28.5	1.56%	16.5	特例認定あり注4
9	津島市	664.0	18.5	2.79%	0.0	特例認定あり注4
10	碧南市	547.0	12.0	2.19%	1.0	
11	刈谷市	813.0	21.0	2.58%	0.0	
12	豊田市	3,004.0	75.0	2.50%	0.0	特例認定あり注4
13	安城市	904.0	23.0	2.54%	0.0	
14	西尾市	1,047.5	26.0	2.48%	0.0	
15	蒲郡市	1,004.5	22.0	2.19%	3.0	※ 特例認定あり注4
16	犬山市	515.0	14.0	2.72%	0.0	特例認定あり注4
17	常滑市	310.0	7.0	2.26%	0.0	
18	江南市	605.5	17.5	2.89%	0.0	特例認定あり注4
19	小牧市	1,133.0	29.0	2.56%	0.0	特例認定あり注4
20	稲沢市	1,342.5	33.5	2.50%	0.0	特例認定あり注4

21	新城市	560.0	17.0	3.04%	0.0	
22	東海市	678.5	17.0	2.51%	0.0	特例認定あり 注4
23	大府市	475.0	14.0	2.95%	0.0	特例認定あり 注4
24	知多市	488.0	9.0	1.84%	3.0	
25	知立市	457.0	11.5	2.52%	0.0	特例認定あり 注4
26	尾張旭市	473.5	12.0	2.53%	0.0	
27	高浜市	211.5	6.0	2.84%	0.0	
28	岩倉市	311.0	7.0	2.25%	0.0	特例認定あり 注4
29	豊明市	468.0	15.0	3.21%	0.0	特例認定あり 注4
30	日進市	472.0	16.0	3.39%	0.0	特例認定あり 注4
31	田原市	538.0	10.0	1.86%	3.0	特例認定あり 注4
32	愛西市	472.0	18.0	3.81%	0.0	特例認定あり 注4
33	清須市	342.0	13.0	3.80%	0.0	
34	北名古屋市	810.5	20.0	2.47%	0.0	特例認定あり 注4
35	みよし市	513.5	13.5	2.63%	0.0	特例認定あり 注4
36	弥富市	424.5	11.0	2.59%	0.0	特例認定あり 注4
37	あま市	579.0	12.0	2.07%	2.0	※
38	長久手市	426.0	11.0	2.58%	0.0	
39	東郷町	359.0	7.0	1.95%	1.0	特例認定あり 注4
40	豊山町	126.5	2.0	1.58%	1.0	
41	大口町	248.0	5.0	2.02%	1.0	※ 特例認定あり 注4
42	扶桑町	341.5	5.0	1.46%	3.0	特例認定あり 注4
43	大治町	151.5	3.0	1.98%	0.0	
44	蟹江町	172.0	4.0	2.33%	0.0	
45	阿久比町	271.0	6.0	2.21%	0.0	特例認定あり 注4
46	東浦町	392.5	11.0	2.80%	0.0	特例認定あり 注4
47	南知多町	253.5	6.0	2.37%	0.0	特例認定あり 注4
48	美浜町	266.5	8.0	3.00%	0.0	特例認定あり 注4
49	武豊町	389.0	6.5	1.67%	2.5	特例認定あり 注4
50	幸田町	318.5	5.0	1.57%	2.0	
51	設楽町	126.0	3.0	2.38%	0.0	
52	東栄町	73.0	1.5	2.05%	0.0	
53	豊根村	75.5	1.5	1.99%	0.0	
54	飛島村	100.0	1.0	1.00%	1.0	
55	一宮市教育委員会	192.0	4.0	2.08%	0.0	
56	碧南市教育委員会	92.0	2.0	2.17%	0.0	
57	刈谷市教育委員会	121.0	4.0	3.31%	0.0	

58	安城市教育委員会	153.0	2.0	1.31%	1.0	
59	西尾市教育委員会	111.0	2.0	1.80%	0.0	
60	常滑市教育委員会	40.0	1.0	2.50%	0.0	平成30年度より対象
61	新城市教育委員会	64.0	0.0	0.00%	1.0	
62	知多市教育委員会	47.0	1.0	2.13%	0.0	
63	尾張旭市教育委員会	72.0	2.0	2.78%	0.0	
64	清須市教育委員会	53.5	1.0	1.87%	0.0	
65	あま市教育委員会	126.0	3.0	2.38%	0.0	
66	名古屋市交通局	1,568.5	64.0	4.08%	0.0	
67	名古屋市上下水道局	1,995.0	54.0	2.71%	0.0	
68	一宮市上下水道部	191.0	4.0	2.09%	0.0	
69	一宮市病院事業部	659.5	16.0	2.43%	0.0	
70	名古屋市病院局	947.5	25.0	2.64%	0.0	
71	常滑市民病院	306.0	6.0	1.96%	1.0	
72	愛知中部水道企業団	98.0	3.0	3.06%	0.0	
73	公立陶生病院組合	549.0	10.5	1.91%	2.5	
74	海部地区環境事務組合	49.0	2.0	4.08%	0.0	
75	西知多医療厚生組合	374.5	6.0	1.60%	3.0	
76	名古屋市会事務局	59.0	1.0	1.69%	0.0	
77	愛知県競馬組合	45.5	2.0	4.40%	0.0	平成30年度より対象
78	小牧岩倉衛生組合	41.0	1.0	2.44%	0.0	平成30年度より対象

※公表時点において不足が解消している機関

(二) 地方独立行政法人等(法定雇用率2.5% 基礎労働者数40.0人以上)

	① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
1	愛知県 住宅供給公社	179.5	6.0	3.34%	0.0	
2	名古屋 高速道路公社	173.0	5.0	2.89%	0.0	
3	名古屋市 住宅供給公社	260.0	7.0	2.69%	0.0	
4	愛知県 公立大学法人	351.5	13.0	3.70%	0.0	
5	公立大学法人 名古屋市立大学	1,727.0	40.5	2.35%	2.5	

(六) 独立行政法人等(法定雇用率2.5% 基礎労働者数40.0人以上)

	① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
1	国立研究開発法人 長寿医療研究センター	581.5	16.0	2.75%	0.0	
2	国立大学法人 名古屋工業大学	505.0	13.0	2.57%	0.0	
3	国立大学法人 名古屋大学	4,854.0	113.0	2.33%	8.0	

4	国立大学法人 豊橋技術科学大学	331.5	10.0	3.02%	0.0	
5	国立大学法人 愛知教育大学	455.0	7.0	1.54%	4.0	

注1： 各表（「地方独立行政法人等」の表を除く。）における、②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

「地方独立行政法人等」の表における、②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2： ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員（労働者）以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員（労働者）については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員（労働者）であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

3： ⑤欄の「不足数」とは、②欄の職員（労働者）数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から③欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4： 備考の「特例認定あり」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものであり、平成30年6月1日現在、本取扱いの認定を受けている機関は下表のとおりである。

県内の地方自治体の特例認定一覧

市町村(A)	みなされることとなる機関(B)		
稲沢市	稲沢市教育委員会		
津島市	津島市教育委員会		
知立市	知立市教育委員会		
江南市	江南市教育委員会		
東郷町	東郷町教育委員会		
瀬戸市	瀬戸市教育委員会		
半田市	半田市教育委員会		
扶桑町	扶桑町教育委員会		
みよし市	みよし市教育委員会	みよし市病院事業	
豊橋市	豊橋市教育委員会	豊橋市上下水道局	
豊川市	豊川市教育委員会	豊川市病院事業	
岡崎市	岡崎市教育委員会		
小牧市	小牧市教育委員会		
南知多町	南知多町教育委員会		
蒲郡市	蒲郡市教育委員会		
東海市	東海市教育委員会		
東浦町	東浦町教育委員会	東浦町監査委員事務局	東浦町議会事務局
田原市	田原市教育委員会	田原市水道事業	
美浜町	美浜町教育委員会		
豊明市	豊明市教育委員会		
愛西市	愛西市教育委員会		
武豊町	武豊町教育委員会		
大府市	大府市教育委員会		
岩倉市	岩倉市教育委員会		
春日井市	春日井市教育委員会		
阿久比町	阿久比町教育委員会		
大口町	大口町教育委員会		
犬山市	犬山市教育委員会		
豊田市	豊田市教育委員会	豊田市上下水道局	
弥富市	弥富市教育委員会		
北名古屋	北名古屋市教育委員会	北名古屋市議会事務局	
日進市	日進市教育委員会		

再点検結果の詳細

参考1

- 1 愛知県知事部局における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。
平成 29 年6月1日時点 愛知県の機関の状況(法定雇用率 2.3%)(再点検後)

	機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
1	愛知県	9,138.5	244.5	2.68	0.0	

- 2 その他の愛知県の機関における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。
平成 29 年6月1日時点 その他の愛知県の機関の状況(法定雇用率 2.3%)(再点検後)

	機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
	計	2,948.0	73.5	2.49	0.0	
1	愛知県議会事務局	66.0	1.0	1.52	0.0	
2	愛知県企業庁	387.0	13.0	3.36	0.0	
3	愛知県病院事業庁	1,025.5	24.5	2.39	0.0	
4	名古屋港管理組合	326.0	8.0	2.45	0.0	
5	愛知県警察本部	1,143.5	27.0	2.36	0.0	

- 3 愛知県教育委員会における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

平成 29 年6月1日時点 愛知県教育委員会の状況(法定雇用率 2.2%)(再点検後)

	機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
1	愛知県教育委員会	28,719.0	306.0	1.07	325.0	

- 4 愛知県内市町村(※)における再点検に基づき報告された数値は以下のとおりです。

(※)市町村の機関は下記5の市町村教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

- (1)平成 29 年6月1日時点 愛知県内市町村の状況(法定雇用率 2.3%)(再点検後)

	機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
	計	60,478.5	1,461.0	2.42	38.0	
1	名古屋市	14,195.5	379.5	2.67	0.0	
2	豊橋市	3,283.5	70.0	2.13	5.0	特例認定
3	岡崎市	2,936.0	69.0	2.35	0.0	特例認定
4	一宮市	1,816.0	44.0	2.42	0.0	
5	瀬戸市	970.5	24.0	2.47	0.0	特例認定
6	半田市	972.0	21.0	2.16	1.0	特例認定
7	春日井市	2,419.0	56.5	2.34	0.0	特例認定
8	豊川市	1,771.5	27.5	1.55	12.5	特例認定
9	津島市	691.0	17.5	2.53	0.0	特例認定
10	碧南市	549.0	12.0	2.19	0.0	
11	刈谷市	797.0	18.0	2.26	0.0	
12	豊田市	3,163.5	73.0	2.31	0.0	特例認定
13	安城市	896.0	20.0	2.23	0.0	

14	西尾市	1,064.0	25.0	2.35	0.0	
15	蒲郡市	969.5	21.0	2.17	1.0	特例認定
16	犬山市	523.0	14.5	2.77	0.0	特例認定
17	常滑市	304.0	7.0	2.30	0.0	
18	江南市	598.5	16.5	2.76	0.0	特例認定
19	小牧市	1,131.0	24.0	2.12	2.0	特例認定
20	稲沢市	1,324.5	33.5	2.53	0.0	特例認定
21	新城市	568.0	15.0	2.64	0.0	
22	東海市	671.5	15.0	2.23	0.0	特例認定
23	大府市	463.0	13.0	2.81	0.0	特例認定
24	知多市	479.0	11.0	2.30	0.0	
25	知立市	455.5	10.5	2.31	0.0	特例認定
26	尾張旭市	473.5	9.0	1.90	1.0	
27	高浜市	213.5	6.0	2.81	0.0	
28	岩倉市	295.0	5.0	1.69	1.0	特例認定
29	豊明市	478.5	11.0	2.30	0.0	特例認定
30	日進市	468.0	12.0	2.56	0.0	特例認定
31	田原市	537.0	13.0	2.42	0.0	特例認定
32	愛西市	459.5	12.5	2.72	0.0	特例認定
33	清須市	335.0	11.0	3.28	0.0	
34	北名古屋	812.0	19.0	2.34	0.0	特例認定
35	みよし市	509.5	12.0	2.36	0.0	特例認定
36	弥富市	427.5	10.0	2.34	0.0	特例認定
37	あま市	580.0	13.0	2.24	0.0	
38	長久手市	409.0	12.0	2.93	0.0	
39	東郷町	378.5	9.0	2.38	0.0	特例認定
40	豊山町	122.0	2.0	1.64	0.0	
41	大口町	269.5	6.0	2.23	0.0	特例認定
42	扶桑町	345.0	5.0	1.45	2.0	特例認定
43	大治町	144.0	2.0	1.39	1.0	
44	蟹江町	172.0	5.0	2.91	0.0	
45	阿久比町	261.0	6.0	2.30	0.0	特例認定
46	東浦町	378.5	11.0	2.91	0.0	特例認定
47	南知多町	257.5	5.0	1.94	0.0	特例認定
48	美浜町	265.5	6.0	2.26	0.0	特例認定
49	武豊町	393.0	7.0	1.78	2.0	特例認定
50	幸田町	332.0	5.0	1.51	2.0	
51	設楽町	127.5	4.0	3.14	0.0	

52	東栄町	68.0	0.5	0.74	0.5	
53	豊根村	81.5	1.5	1.84	0.0	
54	飛島村	85.0	1.5	1.76	0.0	
55	一宮市教育委員会	194.5	4.0	2.06	0.0	
56	碧南市教育委員会	95.0	2.0	2.11	0.0	
57	刈谷市教育委員会	120.0	4.0	3.33	0.0	
58	安城市教育委員会	159.0	3.0	1.89	0.0	
59	西尾市教育委員会	110.5	2.0	1.81	0.0	
60	新城市教育委員会	63.0	2.0	3.17	0.0	
61	知多市教育委員会	43.5	0.0	0.00	1.0	
62	尾張旭市教育委員会	71.0	2.0	2.82	0.0	
63	清須市教育委員会	55.0	1.0	1.82	0.0	
64	あま市教育委員会	126.5	3.0	2.37	0.0	
65	名古屋市交通局	1,574.5	55.0	3.49	0.0	
66	名古屋市上下水道局	2,023.0	57.0	2.82	0.0	
67	一宮市上下水道部	194.0	4.0	2.06	0.0	
68	一宮市病院事業部	636.5	13.0	2.04	1.0	
69	名古屋市病院局	932.0	24.0	2.58	0.0	
70	常滑市民病院	291.5	6.0	2.06	0.0	
71	愛知中部水道企業団	100.0	2.0	2.00	0.0	
72	公立陶生病院組合	539.5	9.0	1.67	3.0	
73	海部地区環境事務組合	47.0	0.0	0.00	1.0	
74	西知多医療厚生組合	353.0	7.0	1.98	1.0	
75	名古屋市会事務局	59.0	1.0	1.69	0.0	

5 愛知県内市町村教育委員会(※)における再点検に基づき報告された数値は以下のとおりです。

(※)市町村教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

(1) 平成 29 年6月1日時点 愛知県内市町村の状況(法定雇用率 2.2%)(再点検後)

	機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
1	名古屋市教育委員会	10,312.0	225.0	2.18	1.0	

6 地方独立行政法人等における再点検に基づき報告された数値は以下のとおりです。

(1) 平成 29 年6月1日時点 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.3%)(再点検後)

	機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
	地方独立行政法人等合計	2,656.0	66.0	2.48	4.0	
1	愛知県住宅供給公社	179.5	8.5	4.74	0.0	
2	名古屋高速道路公社	173.0	4.0	2.31	0.0	
3	名古屋市住宅供給公社	264.0	8.0	3.03	0.0	

4	愛知県 公立大学法人	356.5	11.5	3.23	0.0	
5	公立大学法人 名古屋市立大学	1,683.0	34.0	2.02	4.0	

【参考】独立行政法人等における再点検に基づき報告された数値は以下のとおりです。

(1) 平成 29 年 6 月 1 日時点 独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.3%)(再点検後)

	機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
	独立行政法人等合計	6,758.0	159.5	2.36	0.0	
1	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	575.0	15.0	2.61	0.0	
2	国立大学法人 名古屋工業大学	505.5	12.5	2.47	0.0	
3	国立大学法人 名古屋大学	4,860.5	113.0	2.32	0.0	
4	国立大学法人 豊橋技術科学大学	345.0	8.0	2.32	0.0	
5	国立大学法人 愛知教育大学	472.0	11.0	2.33	0.0	

【再点検結果の詳細】の各表に関する注記】

<p>注 1 各表（「地方独立行政法人等」の表を除く。）における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。</p> <p>注 2 「地方独立行政法人等」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。</p> <p>注 3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。</p> <p>注 4 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。</p> <p>注 5 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。</p> <p>注 6 「備考」欄の都道府県又は市町村の「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定により、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなす特例が適用されているものである。</p>

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|------------------|---|--|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
（45.5人 [50人] 以上規模の企業）
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
[労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | 2. 5% [2. 3%]
（40人 [43.5人] 以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | 2. 4% [2. 2%]
（42人 [45.5] 以上規模の機関） |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

障害者雇用義務制度及び障害者である職員の任免状況に関する通報について

(制度の概要)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）は、国や地方公共団体、独立行政法人等、民間企業に対して、従業員の法定雇用率以上の障害者の雇用を義務付けています。

※法定雇用率

国、地方公共団体	2.5%（平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.3%）
都道府県等教育委員会	2.4%（平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.2%）
独立行政法人等	2.5%（平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.3%）
民間企業	2.2%（平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.0%）

- 地方公共団体の機関は、法第40条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、厚生労働大臣（市町村にあっては都道府県労働局長）に通報しなければならないこととされており、同法施行令第8条に基づき、毎年6月1日現在の状況を通報することとされています。

また、独立行政法人等は、法第43条第7項に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、公共職業安定所長に報告しなければならないこととされており、同法施行規則第8条に基づき、毎年6月1日現在の状況を報告することとされています。

(制度の対象となる障害者の範囲)

- 障害者雇用義務制度の対象となる障害者は、法第37条第2項において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）とされています。
- 身体障害者については、法第2条第2号において、「身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。」とされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

別表 障害の範囲（第二条、第四十八条関係）

一 次に掲げる視覚障害で永続するもの

イ 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの

ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの

イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの

ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの

ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

ニ 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失

ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの

ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの

ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの

ホ 両下肢のすべての指を欠くもの

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（注：政令第27条により、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害が該当するものとされている）で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

- 身体障害者について、「別表に掲げる障害があるもの」であることの確認は、身体障害者手帳によることが原則となりますが、身体障害者手帳を所持しない者について、当分の間、身体障害者福祉法による指定医や産業医による診断書・意見書によることも差し支えないものとしています。
 - 知的障害者については、法第2条第4号において、「知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。」とされています。法施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）第1条の2において、「法第2条第4号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。」とされています。
 - 精神障害者については、法第37条第2項において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限るとされています。
- （障害者の範囲の通知）
- これらの取扱いについては、障害者雇用義務制度の創設に伴って昭和51年10月1日付で労働省職業安定局長から各都道府県知事あて発出した「改正身体障害者雇用促進法の施行について」に記載されています。

「改正身体障害者雇用促進法の施行について」

（昭和51年10月1日 労働省職業安定局長から各都道府県知事あて）＜抄＞

第2 身体障害者及び重度障害者の範囲

3 身体障害者であることの確認

身体障害者であることの確認は、原則として身体障害者手帳によって行うものとするが、身体障害者手帳を所持しない者については、次の(1)及び(2)による医師の診断書によって確認するものとする（別添の「参考身体障害者程度等級表判定基準」を参照のこと）。(略)

(1) 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「福祉法15条指定医」という。なお、身体障害者手帳の交付を受けようとするときは、この医師の診断書を添えて都道府県知事に申請しなければならないこととされている。）又は労働安全衛生法第13条に規定する産業医により法別表に掲げる身体障害を有するとの診断書（ただし、心臓、じん臓又は呼吸器の障害については、当分の間、福祉法第15条指定医によるものに限る。）を受けること。

(2) (1)の診断書は、障害の種類及び程度並びに法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。

- また、平成17年に策定された「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」においては、障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲について、身体障害者、知的障害者及び精神障害者であつて、障害者手帳等によって確認することとされている旨を明記するとともに、「身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。」との注記をしています。

同ガイドラインは、同年11月4日に、厚生労働省職業安定局長から「国の機関 人事担当者責任者」（官房長等）あてに通知されています。

「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(抄)

3. 制度の対象となる障害者の範囲

(1) 制度の対象となる障害者の範囲

① 障害者手帳等による確認

障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、及び精神障害者であって、以下の障害者手帳等によって確認することとされています。

- 身体障害者については、身体障害者手帳
- 知的障害者については、(イ)都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳(自治体によっては別の名称を用いる場合があります。例えば東京都においては愛の手帳。)又は(ロ)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書
- 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳(平成18年4月以降)

(略)

身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。)によって確認を行うことも認められています。